

介護サービス事業所・施設 管理者 様

兵庫県福祉部高齢政策課

令和5年度 介護事業者等サービス継続支援事業補助金に関する
よくある問い合わせ及び一部様式の改正について

平素は、高齢者福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
令和5年度介護事業者等サービス継続支援事業補助金については県ホームページに概要を掲載していますが、多くの問い合わせをいただいているため、下記のとおりよくある質問への対応を作成しました。

また、これにあわせて一部様式（別紙3-2）の改正及び（別紙3-4）の注釈を変更し、県ホームページに掲載するとともに、申請書の提出期限を設けましたので、ご留意願います。

なお、提出期限を過ぎた場合は、申請を受け付けることができませんのでご注意ください。

記

(Q-1) 本年3月の調査において該当しない項目があれば対象外とのことであるが、具体的な要件が分からない。

(A-1) 別紙3-4に判定基準を追記しましたので、ご覧ください。

（「高齢者施設等での施設内療養の体制に関する調査（3月28日付け事務連絡）」の回答内容に誤りがあった場合、異なる回答でも可）

(Q-2) 施設内療養の日数は5日までしか該当にならないのか。

(A-2) チェックリストの要件を満たした上で施設内療養した日数が該当します。（詳細は申請書「別紙3-2」注意書きを参照ください）。

なお、療養日数が11日以上の場合は、症状の詳細も記載してください。

（※現行様式は6日以上の場合に記載する必要がありましたが、11日以上の場合に変更しています。）

5月8日以降の施設内療養については、検査キットで陽性が出た無症状者でも、感染拡大防止の観点から協力医療機関の医師の診断をお願いします。

(Q-3) 5月8日以降の手当に関する取り扱いについて、給与規定でなく法人・事業所内の通達・事務連絡等に基づく支給は補助対象とならないのか。なぜ通達等では不可なのか。

(A-3) 危険手当、休日出勤手当や超過勤務手当などの手当に関する支給については、助成対象事由の発生日（当該施設の最初の療養者の発生日）までに定められている場合のみ補助対象とします。なお、事務連絡等に基づく支給については、補助対象外とします。

職員に通常支払われる手当等については、給与規定の規定に基づき支給されることが通常です。

新型コロナウイルス感染症への対応についても、感染症法上の2類相当の位置づけから、季節性インフルエンザやノロウイルス感染症と同様の5類移行に伴い、通常の取扱いを求めるものです。

(Q-4) 調査実施後、新たに指定された施設の取扱いはどうなるのか。

(A-4) 助成対象事由の発生日（当該施設の最初の施設内療養者の発生日）までに、要件を満たしていることが確認できた場合のみ補助対象とします。

【問合せ先】

高齢政策課介護基盤整備班 担当：佐藤

TEL：078-341-7711(内線 2974)

Email：Miki_Satou@pref.hyogo.lg.jp